

## 石巻市中小企業融資あっせん要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、石巻市中小企業融資あっせん規則（平成17年石巻市規則第181号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、中小企業融資について必要な事項を定めるものとする。

### (融資の種類)

第2条 中小企業融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般資金 事業資金を必要とする者に対する融資
- (2) 災害対応資金 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく救助実施市及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定に基づく激甚災害に指定された災害で市長が指定する災害により、直接被害を受けた事業者で、被災証明書の交付を受けているものに対する融資

### (貸付預託金)

第3条 市長は、貸付預託金として規則第5条第1項の規定による特定金融機関（以下「特定金融機関」という。）に資金を預託するものとし、特定金融機関は、預託額の10倍を限度としてこの要綱に定めるところにより市内の中小企業者に対して貸付けを行うものとする。

### (融資あっせんの申込み)

第4条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、石巻市中小企業融資あっせん申込書（様式第1号）に市長が認める書類を添えて特定金融機関、石巻商工会議所、石巻市牡鹿・稲井商工会、河南桃生商工会又は石巻かほく商工会（以下「特定金融機関等」という。）を経由し、市長に申し出なければならない。

### (申込者の資格)

第5条 申込者は、規則第2条に規定する者で、かつ、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる者
- (2) 市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者
- (3) 事業内容が堅実な者
- (4) 現に石巻市小企業小口融資あっせん規則（平成17年石巻市規則第182号。以下「小口融資規則」という。）による融資を受けていない者。ただし、現に小口融資規則による融資を受けている者が、現に受けている融資の債務残高を規則による新たな融資を受ける日まで繰上償還する場合は、この限りでない。
- (5) 宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の代位弁済を受けていない者及び金融機関からの取引停止を受けていない者

### (連帯保証人)

第6条 申込者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者が連帯保証人にならなければならない。ただし、特定金融機関等及び協会が特に認めた場合は、この限りでない。

2 申込者が個人の場合にあつては、連帯保証人は要しない。ただし、特定金融機関等及び協会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 連帯保証人は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 宮城県内に居住していること。

(2) 市町村税及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者であること。

(融資あっせんの基準)

第7条 規則に基づく融資あっせんの基準は、次のとおりとする。

(1) 一般資金

ア 資金の用途 運転資金及び設備資金

イ 貸付限度額 1企業につき20,000,000円

ウ 貸付期間

(ア) 運転資金 7年以内

(イ) 設備資金 10年以内

(ウ) (ア)及び(イ)を併用する場合は、7年以内

エ 貸付利率 市、協会及び特定金融機関が協議して定める。

オ 返済方法 原則として月賦返済とし、事情により半年賦返済、年賦返済又は一括返済を認める。ただし、割賦の場合の据置期間は1年以内とする。

(2) 災害対応資金

ア 資金の用途 運転資金及び設備資金

イ 貸付限度額 1企業につき10,000,000円

ウ 貸付期間 10年以内

エ 貸付利率 市、協会及び特定金融機関が協議して定める。

オ 返済方法 原則として月賦返済とし、事情により半年賦返済、年賦返済又は一括返済を認める。ただし、割賦の場合の据置期間は2年以内とする。

カ 取扱期間 市長が指定する日までの貸付実行分とする。

(融資あっせんの決定)

第8条 市長は、第4条の融資あっせん申込書を受理したときは、速やかに信用保証の可否につき協会と協議し、決定するものとする。

2 協会は、信用保証の可否を申込者に通知するとともに信用保証の決定した者の書類を特定金融機関に回付するものとする。

(融資あっせんの変更)

第9条 融資あっせんの決定を受けた者は、融資あっせんの決定を受けた事項を変更しようとするときは、石巻市中小企業融資あっせん変更申込書(様式第2号)を特定金融機関等を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の融資あっせん変更申込書を受理したときは、前条の規定を準用する。

(融資あっせんの取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、融資あっせんを取り消すことができる。

(1) 申込者が融資あっせん決定の通知を受けてから10日以内に借入れ手続を完了しないとき。

(2) 第5条及び第6条の条件を失うに至ったとき。

(3) 申込みの内容に偽りがあるとき。

(4) 申込者から取下申請を受け、妥当であると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市、協会及び特定金融機関が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、石巻市中小企業融資あっせん要綱（平成元年石巻市告示第14号）又は桃生町中小企業振興資金融資要綱（昭和39年桃生町7月2日制定）の規定によりなされた手続その他行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月27日告示第78号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日告示第297号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月4日告示第40号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日告示第171号）

この告示は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成23年7月1日告示第171号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第95号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日告示第99号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第105号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第117号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第115号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第120号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第105号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第120号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の石巻市中小企業融資あっせん要綱第7条第2号イの規定は、この告示の施行の日以後に申込みのあった融資あっせんから適用し、この告示の施行の日前に申込みのあった融資あっせんについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第151号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第191号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

石巻市中小企業融資あっせん申込書

年 月 日

石巻市長(あて)

住所  
申込者 事業所名  
代表者名(氏名) 印

住所  
連帯保証人  
氏名 印

石巻市中小企業融資あっせん要綱第4条の規定により、下記のとおり融資あっせんを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、石巻市中小企業融資あっせん規則の趣旨を尊重し、かつ、融資条件に従って誠実に義務を履行することを誓います。

記

申込内容

あっせん希望金額	千円	資金	種類	1 一般資金
償還方法	据置希望 月		使途	2 災害対応資金
	月賦 半年賦 年賦 一括			1 運転 2 設備 3 併用
		明細		
借入期間	月	借入金融機関名		

機械等の納入期日	納入予定 年 月 日		
店舗改造等の工事期間	着手予定 年 月 日		
	完成予定 年 月 日		
所要資金総額	あっせん希望金額	自己調達額	自己調達方法

様式第2号（第9条関係）

石巻市中小企業融資あっせん変更申込書

年 月 日

石巻市長(あて)

代表者名(氏名) 申込者 住所  
事業所名 印

氏名 住所  
連帯保証人 印

氏名 住所  
連帯保証人 印

石巻市中小企業融資あっせん要綱第9条の規定により、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

	変更前	変更後
あっせん希望金額		
償還方法		
借入期間		
使途		
借入金金融機関		
連帯保証人		
担保物件		
その他		

変更理由	
------	--